

新株予約権の行使（自己株式の処分を伴わない場合）

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 新株予約権の行使時における当該新株予約権の帳簿価額（会社計算規則第17条第1項第1号）
金〇〇円
- ② 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第17条第1項第2号）
金〇〇円
- ③ 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第17条第1項第3号）（注1）
金〇〇円
- ④ 資本金等増加限度額（①+②+③）
金〇〇円

新株予約権の行使により増加する資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第17条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注2）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

- (注) 1 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合（会社計算規則第17条第1項第3号イ、ロ）には、帳簿価額を記載する。
- 2 資本金等増加限度額（④の額）の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は、その旨を上記証明書に記載するとともに、その額を決定したことを証する取締役会議事録等の添付を要する。

新株予約権の行使（自己株式の処分を伴う場合）

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 新株予約権の行使時における当該新株予約権の帳簿価額（会社計算規則第17条第1項第1号）
- 金〇〇円
- ② 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第17条第1項第2号）
- 金〇〇円
- ③ 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第17条第1項第3号）（注1）
- 金〇〇円
- ④ ① + ② + ③
- 金〇〇円
- ⑤ 株式発行割合
- | | |
|--|-------|
| $\frac{\text{発行する株式の数 } \text{〇株}}{\text{発行する株式の数 } \text{〇株} + \text{処分する自己株式の数 } \text{〇株}}$ | = 〇〇% |
|--|-------|
- ⑥ ④ × ⑤
- 金〇〇円
- ⑦ 自己株式処分差損（会社計算規則第17条第1項第5号）
- 金〇〇円
- ⑧ 資本金等増加限度額（⑥ - ⑦）
- 金〇〇円

新株予約権の行使により増加する資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第17条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注2）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

- (注) 1 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合（会社計算規則第17条第1項第3号イ、ロ）には、帳簿価額を記載する。
- 2 資本金等増加限度額（⑧の額）の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は、その旨を上記証明書に記載するとともに、募集事項に定めがあるときを除き、その額を決定したことを証する取締役会議事録等の添付を要する。